

ID: 807

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

<b>処分の概要</b>	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の28第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。                  (費用の徴収)</p> <p>第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日